

令和5年12月佐川町議会定例会会議録(第1号)

招集年月日 令和5年12月8日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和5年12月8日 午前9時宣告

開 議 令和5年12月8日 午前9時宣告(第1日)

応招議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

不応招議員 な し

出席議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	町 民 課 長	山本 壽史
副 町 長	田村 正和	病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	吉野 利香	教 育 次 長	廣田 春秋
総 務 課 長	片岡 和子	産業振興課長	下八川久夫
まちづくり推進課	岡田 秀和	建 設 課 長	吉野 広昭
税 務 課 長	真辺 美紀	農業委員会事務局長	森田 修弘

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤本 雅徳

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 1 3 番 永田 耕朗 1 4 番 藤原 健祐

令和5年12月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和5年12月8日 午前9時開議

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 行政報告 |
| 日程第5 | 報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について） |
| 日程第6 | 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第1号）） |
| 日程第7 | 同意案第12号 佐川町監査委員の選任について |
| 日程第8 | 議案第66号 令和5年度佐川町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第9 | 議案第67号 令和5年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第10 | 議案第68号 令和5年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第11 | 議案第69号 令和5年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第12 | 議案第70号 令和5年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 議案第71号 佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第72号 佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第73号 特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第 16 議案第 7 4 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 7 5 号 佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第 18 議案第 7 6 号 佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第 19 議案第 7 7 号 佐川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第 20 議案第 7 8 号 佐川町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について
- 日程第 21 議案第 7 9 号 佐川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 8 0 号 佐川町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 日程第 23 議案第 8 1 号 佐川町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例
の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 24 議案第 8 2 号 工事請負契約の変更契約の締結について

議長（松浦隆起君）

おはようございます。ただいまから、令和5年12月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は14人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、13番、永田耕朗君、14番、藤原健祐君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員長から報告を願います。

議会運営委員長（藤原健祐君）

おはようございます。

12月定例会の会期及び運営につきまして、12月1日に議会運営委員会を開催し、審議した結果を報告します。

本日12月8日を開会日とし、議案の上程説明までとします。9日土曜日、10日日曜日は休会とします。11日月曜日、12日火曜日は一般質問を行います。13日水曜日は休会とし、議会議員全員協議会、議員定数及び議員報酬に関する調査特別委員会を開きます。14日木曜日、議案質疑、討論、採決等を行い、閉会とします。

本定例会の会期は、12月8日から14日までの7日間に決定したので報告します。

なお、運営については、議長に一任をいたしますのでよろしくお願ひします。

議長（松浦隆起君）

お諮りします。

本定例会の会期を、議会運営委員長の報告のとおり、本日から14日までの7日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から14日までの7日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長就任後の重立ったものについて報告します。

11月10日、第75回関東高知県人会が東武ホテルレバント東京に

て開催され、事務局長と出席しました。高知県に縁のある方々が集い、会場の和やかな雰囲気の中、関係の方々との交流ができました。

11月12日、第45回全国中学校ソフトボール大会準優勝祝賀会が仁淀川交流センターにおいて開催され、町長・副町長・教育長とともに御案内を受け、出席しました。池川・仁淀・中学校ソフトボール部の快挙を讃えてまいりました。今後、益々の活躍を期待をしています。

11月20日から21日まで、令和5年度市町村議会議員研修が全国市町村国際文化研修所で開催され、田村副議長・岡林議員・齋藤議員が参加されました。受講テーマは「防災と議員の役割」であり、喫緊の課題である防災について、平時の防災意識向上・地域連携の大切さを学ぶことができ、大変有意義な研修内容であったと報告を受けております。

11月27日、高吾北広域市町村事務組合議会第4回定例会が開催され出席しました。提出されました議案は、人事院勧告による職員給料表等の改正案など条例案3件、補正予算案3件で、いずれの議案も満場一致で可決されました。

11月28日、東京のルポール麹町において、高知県町村議会議長と県選出国會議員との意見交換が行われ、出席しました。同日、第50回高幡町村議会議長会臨時総会が開催され、高幡町村議会議長会役員選出が議題となり、私、松浦が理事に選任されました。

11月29日、第67回町村議会議長全国大会が東京のNHKホールにおいて開催され出席しました。大会では、低額な議員報酬の改善、政治分野の男女共同参画の推進、議会のデジタル化への支援など環境整備の改善を求める要望が採択されました。また令和6年度の予算編成に当たり、農業・林業・漁業の振興対策の強化や地域保健医療の向上、消防体制の強化などを国に強く要請する決議を採択しました。大会終了後、フリーキャスターであり、事業創造大学院大学客員教授の伊藤聡子氏による「地域から輝く日本へ」と題した講演があり、拝聴してきました。

11月30日、第17回高幡町村議会議長会県外研修が茨城県美浦村議会において開催され参加しました。研修内容は、「議会改革の取り組みについて」で、美浦村議会では、議会の動画配信を行っているなど、より広く議会情報発信をいち早く進めていました。村の現況を丁寧な資料を基に、わかりやすく説明いただき、当町との比較で

は、予算・人口規模等比較対象の相違はあるものの、総じて、今後の開かれた議会活動に向けて大変勉強になりました。

12月5日、高知県町村議会議長会理事会に出席しました。県議会事務局から、令和6年度の高知県町村議会議長会事業計画案・予算案の概要など報告を受けてきました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長（片岡雄司君）

皆様、おはようございます。

本日は、議員の皆様にご出席をいただき、令和5年12月佐川町議会定例会が開催できますことに、厚く御礼申し上げます。また、日頃は町政運営に対しまして、ご指導、ご協力をたまわり、改めまして、厚く御礼申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、行政報告をさせていただきます。

始めに、国土交通省主催手づくり郷土賞受賞につきまして、ご報告いたします。

牧野富太郎博士、生誕150年にあたる平成24年に活動を始め、まちなみごと植物園事業の中核となる牧野公園の植栽やお世話などのボランティアをしてくださっている牧野公園はなもりC－L O V Eが、国土交通大臣表彰である「令和5年度手づくり故郷賞」一般部門を受賞しました。この賞は、地域特有の自然や歴史、伝統、文化や、地場産業等を貴重な地域資源として見直し、積極的な地域活動により、地域の魅力や個性を生み出している社会資本とそれに関わった団体の努力を表彰するものです。

12月には、東京都内で受賞団体によるプレゼンテーションなど、活動内容の発表が行われ、はなもりC－L O V Eの代表の方にも参加していただくことになっております。

次に、鳥取県南部町との交流事業につきましてご報告いたします。

10月30日、31日の両日、森前副議長、教育長、総務課長、危機管理対策室長と私の5名で鳥取県南部町を表敬訪問いたしました。南部町の法勝寺庁舎では、陶山町長、板井副議長を始め、たくさんの職員の皆様に温かく出迎えていただき、大変感激いたしました。

南部町では2021年にオープンした複合施設「キナル南部」や2022年にオープンした「法勝寺温泉」、地域共生社会実現拠点「いくらの郷」など見学をさせていただきました。

なかでも新文化拠点の建設を控えております当町にとりまして、キナル南部は大変興味深い施設でありました。施設内には図書館やカフェ、自由に仕事や作業などができるワークスペースや多目的ルームなどが備えられていました。愛称の「キナル」は、多くの人が「来なる（来る）」、「気になる」場所、「大きな木になる」など、様々な由来があるということで、木の雰囲気、香りが心地よく、子供から大人まで多くの方が訪れ、地元で愛される施設になっているとのことでした。

南部町とは、災害時における相互応援協定を締結しておりますが、懇談の中で、災害時の連絡方法について、電話やファクシミリに加えて、画像などを使用し、より、リアルな情報を共有することのできるWebの使用についてご提案をいただきました。また、南部町保有の健診車を使い、災害時には歯科検診の支援があることなどにつきまして、情報提供をいただき、災害時にはお互いに応援し合うことも改めて確認してまいりました。

私自身、今回10年ぶりの、約10年ぶりの訪問となりましたが、改めて南部町内の町並みや様々な施設、地形などを、直接、目にすることができました。このことは、南部町における有事の際、被災状況の情報収集において、精度の高い収集が可能となることから、より効果的な応援体制の確立につながられるものと考えております。今後も防災、教育、文化など、様々な角度から交流を深めてまいりたいと思います。

続きまして、各課の所管事項につきまして、ご報告をさせていただきます。

はじめに、まちづくり推進課の所管事項でございます。

牧野富太郎博士顕彰事業の事業及び観光関係イベントにつきまして、ご報告いたします。まず、連続テレビ小説らんまんの放送終了後の10月1日には、脚本家の長田育恵さんをお招きして桜座でトークショーを行いました。当日の会場は、ほぼ満席となり、主人公、万太郎に込めた思いや放送後だから聞ける興味深いエピソード、脚本を書くなかでの苦労話などが披露され、ドラマらんまんの余韻を楽しむ時間となりました。

また、10月15日には牧野博士が晩年を過ごした、東京都練馬区で実施された第46回練馬まつりに高知県や越知町とともに参加してまいりました。例年は、6万人規模の来場者があるとのことでした。

たが、当日は残念ながら、大雨であったことや、コロナ空けということもあり、来場者数は、2万人程度であったと伺っております。しかしながら、あいにくの天候のなか、佐川町・越知町のブースにまで、足を運んでくださった皆様には、佐川町の魅力を十分、PRできたのではないかと考えております。

次に11月11日には上町周辺と桜座を会場としまして、第16回さかわ酒蔵ロード劇場2023が開催されました。昨年は新型コロナウイルス感染症の影響で制限を設けた開催でしたが、今回は、飲食などについても制限を設けず、投影場所や、投影場所を増やしたり、さかわ発明ラボ「放課後発明クラブ」に参加している子どもたちが考えた光のパレードなど、新しい取り組みを実施し、例年の賑わいを取り戻した、光のイベントとなり、町内外から、多くの皆様にご来町いただきました。来年度も、引き続き開催され、更に多くの皆様に佐川町の魅力を感じていただければと思います。

次に総務課の所管事項でございます。

まず南海トラフ地震対策の取り組みについて、ご報告いたします。大規模災害、大規模災害発生時、地域の皆様により、避難所の開設や運営を行っていただくための事前対策としまして、指定避難所ごとに作成しております「避難所運営マニュアル」に基づき、災害時にそれぞれの避難所がより効果的に運営できるよう、住民の皆様による避難所運営訓練の実施に向け準備を進めております。

本年度は、3箇所にて訓練を計画しており、黒岩中学校及び文化センター・佐川中学校につきましては、自主防災組織代表の方を中心とした避難所運営訓練準備委員会を開催し、協議を行っていただいた結果、黒岩中学校につきましては、令和5年12月10日に、文化センター・佐川中学校につきましては、令和6年1月14日に開催することに決定しております。なお、ふれあいセンター遊学館につきましては、今後開催を予定しております避難所運営訓練準備委員会において、訓練実施日を決定することとなっております。それぞれの指定避難所において、訓練を通じて、ご意見をいただき、より実効性の高いマニュアルとなるよう、マニュアル改正についても進めてまいりたいと考えております。

次に職員採用試験についてご報告いたします。令和5年度職員採用試験、一次試験を令和6年1月13日に、二次試験を、2月17日に実施する予定としております。今回の採用試験では、土木技術職

員及び調理員を各1名ずつ採用する予定としております。現在募集を開始しており、応募の締め切りは12月20日となっております。将来の佐川を担っていただく情熱のある職員を募集しておりますので、ぜひ多くの方々に受験していただければと思います。

次に税務課の所管事項でございます。物価高騰対策の給付金についてご報告いたします。この制度は、国がデフレ完全脱却のための総合経済対策として、低所得世帯に対する1世帯当たり7万円の支援を行う方針を、11月2日に閣議決定したもので、現在、システム改修や要綱の整備などを行っています。準備が整い次第、対象と思われる世帯に向けまして、これまで同様、ご案内を送付させていただきます。なお、今定例会に補正予算として2千世帯分、1億4千万円と、システム改修などかかる事務費用を提出させていただいておりますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

次に町民課の所管事項でございます。まず新たな新型産業廃棄物最終処分場につきましてご報告いたします。

11月1日県及びエコサイクル高知より、施設本体工事の南側斜面の追加安全対策工事の検討が概ね終了したため、詳細な工法等の説明がありました。南側斜面の追加安全対策工事の主な内容としましては、土の塊が細粒化する現象であるスレーキングの対策として、斜面の勾配を当初計画より緩やかにすることとし、その上で、斜面の表層保護と緑化対策として、斜面の上段から下2段まで、土砂の流出を防ぎ、自然植生が付きやすいように良質土を入れ、シートを敷設した編柵工を施し、下2段にはコンクリート吹付工を実施すると説明がありました。

あわせて、勾配を緩やかにすることにより、南側の斜面が拡大することに踏まえ、雨水の排水計画も見直したと聞いております。また、施設本体の処分場内の斜面につきましては、斜面の勾配を緩やかにした後、セメントが混合された改良土で、当初計画の勾配まで盛り直し、処分場の被覆施設の基礎の支持力を確保することとし、あわせて、掘削で生じる残土量を減らすため、施設全体の計画地盤の高さは5メートル上げることの、上げるとのことでした。

これらの対策につきましては、12月2日に、県及びエコサイクル高知が新たな管理型産業廃棄物最終処分場施設整備専門委員会を開催しており、委員から、南側斜面の対策工については、安全性の観

点から、法面勾配の適否の確認などが行われ、技術的な妥当性について理解が得られたこと。また、浸出水処理施設の基本計画等について、様々な意見をいただいております、これらの個別の事項について、次回の委員会に向けて対応していくことを条件として、全体としては委員会としてご了解をいただいたと聞いております。

最後に今回の追加対策工事の実施に伴い、施設供用開始時期が2年ほど遅れることが見込まれており、佐川町及び地元住民には、工事期間の延長により、ご不安な思いをおかけしますが、引き続き、環境保全対策や交通安全対策を行うとともに、しっかりと安全性を確保した施設を、整備するよう努めていく旨の説明がありました。

以上のことにつきましては、12月15日及び16日に、加茂小学校体育館で開催する住民説明会でも、県及びエコサイクル高知から説明を行う予定です。なお、工事区間の現在の状況としましては、南側斜面の工事は部分的に中止しておりますが、防災調整池までの仮設道路の整備を進めていると聞いております。

また、進入道路は、国道33号から約100メートル入った付近で、道路を支える補強土壁工の施工を進めていると聞いております。また、11月16日に、地域振興策や周辺安全対策に関する取組として、町と加茂地区住民で構成する「加茂地区地域振興策等推進委員会」を開催しました。この推進会は、町と地元の両者間で情報の共有を図り、地域振興策の事業を円滑に実施していくことを目的としており、当日は、事業を所管している県の担当課の職員にも出席いただき、地域振興策等の状況を報告を行いました。

なお、当日の資料につきましては、よりわかりやすく整理したうえで、加茂地区住民の皆様へ、2月広報配布時に、回覧をさせていただく予定としております。町としましても、今後も引き続き、工事に伴う交通安全対策、環境保全対策につきましては、万全を期すよう強くお願いしていくとともに、県及びエコサイクル高知と連携して、地域住民の皆様の不安の解消の解消に努め、安全の確保と生活環境の保全に取り組んでまいります。

次に「さかわ省エネ家電等購入応援キャンペーン」につきまして、ご報告いたします。このキャンペーンは、一定の基準を満たした省エネ性能の高い家電製品等を購入し、高知県が実施する「こうち省エネ家電と購入応援キャンペーン」の支援を受けた住民に対し、町独自に追加支援を行うことにより、家庭における省エネを後押しす

るものです。

支援の対象者は、町内の登録された対象店舗で、対象期間内に省エネ性能の高い家電等を購入し、町内の自宅に設置した、町内に在住する方で、支援の金額は、購入金額の合計に応じ、5千円から最大で3万円となっております。なお申請受け付け期間は12月15日から令和6年2月29日までを予定しております。地球温暖化対策にもつながる取組でもありますので多くの皆様にご活用いただきたいと考えております。

次に健康福祉課の所管事項でございます。新型コロナウイルスワクチン接種につきましてご報告いたします。9月下旬から開始いたしましたオミクロン系統、XBB1.5株対応ワクチンによる、令和5年秋開始接種につきましては、12月3日現在で、2,735人の住民の方が接種を済まされております。年代別の接種率は65歳以上が46.3%、12歳から64歳までが6.5%となっております。明日12月9日を持ちまして、町内で当初に計画しておりましたワクチン接種は終了いたしますが、それ以降におきましても一定期間高北病院におきまして、住民の方への接種体制を確保することとしております。

次に第4次佐川町地域アクションプランの策定状況につきましてご報告いたします。行政計画である地域福祉計画と、地域住民の活動計画である地域福祉活動計画を一体的に策定しております佐川町地域福祉アクションプランにつきましては、本年度が第3次計画の最終年度となっており、現在、令和6年度から令和11年度までの第4次計画を策定中であります。7月6日に、地域団体や住民の皆様にお集まりをいただき、第3次計画の振り返りを行ったのを皮切りに、9月中旬から11月上旬にかけて、町内5地区でワークショップをそれぞれ2回ずつ開催し、地区計画づくりを行いました。第1次計画からアドバイザーを引き受けていただいております高知県立大学の田中きよむ教授からは、ほぼすべてのワークショップに同席されるなかで、5地区それぞれに、地域福祉の核となる組織や団体があり、住民どうしの支え合いや、助け合いがある佐川町は全国に誇れる地域福祉の先進地であるという、お言葉もいただいております。

一方で、長年地域を支えてこられた皆様から、どうやって次の世代へ地域福祉の橋渡しをしていくかといった大きな課題や里山や農地の保全、自主防災活動の活性化、空き家対策など、福祉の枠を超える地域課題についても、各地区の計画づくりで話し合われました。

11月30日には、第1回地域アクションプラン策定委員会を開催し、各地区の計画を含めた町全体の計画案を審議していただきました。今後は、2回の策定委員会を開催し、来年3月に第4次計画のお披露目会を行う予定にしております。

次に第9期佐川町高齢者福祉・介護保険事業計画の策定につきましてご報告いたします。11月15日、健康福祉センターかわせみにおきまして、本年度の第3回佐川町介護保険運営委員会を開催し、第9期の介護保険、事業計画（案）につきまして、施策の内容を中心に協議いただきました。第9期の介護保険料につきましては、介護サービスの見込み量に基づき試算した暫定値としまして、基準額が、月額6,215円となることをご報告いたしました。今後、令和6年度に予定されております介護報酬改定の影響を踏まえるとともに、介護保険運営基金からの取り崩し額を反映し、最終的に第9期の介護保険料を決定することとしております。

次に障害者相談支援事業の課税の取り組みについて、ご報告につきましてご報告いたします。市町村が社会福祉法人等に委託して実施する障害者相談支援事業につきまして、本来、消費税の課税対象として取り扱うべきものを、非課税事業として、事業者と契約していたケースが県内外の多くの自治体で判明しております。

本町におきましても、県の指定を受けて、障害者相談支援事業を行っております。佐川町社会福祉協議会に非課税事業として委託しておりますが、本町のケースが課税対象であるかどうか。また、その他の事業に、誤認がないかどうか、現在精査中であります。結果がわかり次第、ご報告をさせていただきますとともに、本来、課税対象として取り扱うべき事業があった場合は、委託事業者と協議し、税額の修正可能な過年度分を含めまして、町として適切に対応してまいりたいと考えております。

次に産業振興課の所管事項でございます。まず道の駅につきましてご報告いたします。かねてよりご意見をいただいております、道の駅駐車場への進入につきましては、改善方法を国土交通省と協議のうえ、場内の進入路と駐車場について、カラー舗装と追加施工と、区画線の変更を実施いたしました。施工前と比べますと、逆走する車両は少なくなっており、効果があったものと考えております。

また、国道への出口で、通行車両を目視確認するためのミラーの設置につきましては、関係機関と設置方法についての協議を進めて

おり、準備ができ次第、施工する予定としております。なお、道の駅に隣接し、整備を進めております遊具公園につきましては、令和6年3月末の完成を目指して進めており、本定例会におきまして、四阿、ベンチなど、休憩施設等の整備を追加する工事変更契約に関する議案を提出させていただいておりますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次におもちゃ美術館につきましてご報告いたします。佐川おもちゃ美術館の入館者数は、11月末現在で累計3万9,402名となっており、令和5年度の目標としておりました2万3千人を大きく上回る数字となっております。これはオープン特需やNHKで連続テレビ小説らんまんの効果が大きいものと考えられますが、らんまんが終了となった、10月以降の入館者につきましても、平日は50名程度、土日祝日は、200名程度と、一定落ち着きを見せておりますが、当初の想定と大きな増減はございません。

入館者の割合につきましては、約95%は町外の方のご利用となっております。なお、ご家族での利用だけでなく、保育園や幼稚園、小学校の遠足などで利用も多く、おもちゃ美術館への需要と期待の高さを感じているところでございます。

また11月15日、19日日曜日には、重症心身障害児や医療的ケア児、そのご家族を支える取り組みされております、「NPO法人みらい予想図」様から、「親子遠足でおもちゃ美術館を利用させてもらえないか」との相談がありましたので、その日をスマイルデーと題し、館内を貸し切りにしてご利用いただきました。当日は、お子様、ご家族、ボランティアスタッフを含め、約150名の参加があり、音や色、手触りを楽しめるおもちゃでゆっくり遊んでいただいたと伺っております。今回の取り組みは、スタッフや参加していただいたおもちゃ学芸員にとって、良い経験となったうえ、幅広いお客様により良く施設を利用していただくためには、検討が必要な項目もいくつかあることを確認することができました。

今後も、おもちゃ美術館が木育と交流の核となる施設として発展していただき、発展していけるように、関係する多くの皆様のご協力をいただきながら取り組んでいきたいと思っております。

次にふるさと納税に関する事業につきまして、ご報告いたします。ふるさと納税につきましては、総務省の定める制度により、返礼品の金額は寄附金額の3割以下とし、さらに返納返礼品の寄付を募る

ための経費を合わせて、寄附金額の 5 割以下というルールに基づいて運用しておりましたが、令和 5 年 10 月 1 日からの制度改定により業務に係るすべての経費を含めて、寄附金額の 5 割以下とするよう厳格化されました。この制度改革にともない、寄附金額や返礼品の調達費用を含む全ての経費について見直しを実施したうえで、ふるさと納税の返礼品を登録していただいている 71 事業者すべてを訪問し、制度改正の内容及び今後の対応についてご相談させていただきました。結果としまして、返礼品 283 商品のうち 153 商品について、寄附金額の変更を行い、適切に運用しております。

本町の寄附額は近年、増加してきておりますが、自治体間の競争は、益々激しくなっており、以前にも増して地域資源の磨き上げや自治体及び商品の P R を効果的に行っていくことが重要になってきております。本年度は P R 事業について、一部をふるさと納税に関する専門性の高い事業者へ業務委託しており、これまで取り組めていなかった効果的な方法により、新たな給付、給付者の獲得に努めているところでございます。

ふるさと納税につきましては、町内の生産者や事業者の皆様のご理解とご協力があって、成功するものと考えております。今後も、関係される皆様の所得向上の一助となるよう努めてまいります。

次に令和 4 年 12 月豪雪災害で被災した園芸用ハウスの復旧状況につきましてご報告いたします。令和 5 年 11 月末現在で、高知県の補助事業を活用しております「高知県園芸用ハウス整備事業」による申請は 12 件、町単独事業の「令和 4 年 12 月豪雪災害施設園芸復旧支援補助金」による申請は 24 件となっております。県の補助事業を活用しました 12 件の総事業費は、8,600 万円となっており、申請のありましたすべてのハウスで、復旧が完了しております。町単独事業につきましては、申請件数 24 件、総事業費 9,100 万円位となっております。

申請の締切日となります令和 5 年 12 月 28 日までに数件の申請が見込まれますが相談のあったハウスにつきましては、概ね復旧が完了したものと考えております。昨年度末の豪雪により、被害に遭われた農家の皆様におかれましては、ハウスの復旧に際しまして、多くのご心配やご苦勞されたことと思いますが、町としましても、農業振興に向けた様々な施策に取り組んでまいりますので、佐川町の地域農業を維持していくために、復旧された園芸用ハウスで営農を

継続され、さらなる発展を目指していただきたいと考えております。

次に、佐川地区で予定されております、ほ場整備事業につきましてご報告いたします。この事業は、県営事業の農業農業競争力強化農地整備事業と、して、市ノ瀬地区、馬ノ原地区及び、立野地区からなる 20.3 ヘクタールの農地について、区画整理を実施する計画となっております。現在令和 5 年 12 月 1 日付けで、同地区の申請人代表から、高知県知事あてに、事業の施工に向けた申請書が提出されており、事業採択なれば、令和 6 年度に詳細設計を実施し、令和 7 年度から着工、令和 10 年度内の完成を目指して、事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、山林の集約化につきましてご報告いたします。山林の集約化につきましては、持続可能な森林整備と森林経営を目指すうえで、非常に重要な取り組みでございます。本年度は、斗賀野地区川ノ内組において、142 ヘクタールの山林所有者 82 名を対象に森林管理のアンケートを送付いたしました。アンケートを返送していただいた所有者のうち、町に管理を任せたい、詳しく話を聞きたいとお答えいただいた方に対しまして、町の取り組みについて詳細を説明させていただいたうえで、森林管理契約の締結を進めてまいりたいと考えております。

次に建設課の所管事項でございます。水道事業につきまして、ご報告いたします。水道事業につきましては、老朽化しております水道管路の布設替えや、耐震化を図るため、本年度予定しております工事のうち、富士見町交差点から柳瀬橋までの 180 メートルについて工事が完了しております。

工事期間中は、工事箇所の住民の皆様をはじめ、道路通行される皆様にご不便、ご迷惑をおかけしましたが、ご協力をいただきしましたお陰で、おかげで、順調に工事を完了することができました。

今後におきましても、住民の皆様安心して暮らし続けることができるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

次に教育委員会の所管事項でございます。まず、佐川町の学校教育の現状と課題について、ご報告いたします。平成 30 年に佐川町の学校教育の課題である不登校対策、学力向上対策とふるさと教育の推進のため、教育研究所を設立して 5 年間が経過いたしました。この間、児童生徒、保護者、教職員を支えるため、不登校児童生徒の居

場所づくりや、教育相談の充実などに取り組みながら、学校教育の質の向上のために、教職員研修の充実や、ふるさと教育「さかわ未来学構想」の推進に取り組んでまいりました。その結果、中学校の不登校発生率につきましては平成 30 年度までにはまでは年々、全国平均との開きが拡大し、県平均を超え増加しておりましたが、令和元年度、2 年度と低下し、令和 2 年度には全国平均の 4.1%、県平均の 5.6%を下回り、3.1%まで低下いたしました。ところが、令和 3 年度から再度増加し、令和 4 年度には全国平均 6.0%、県平均 6.5%に対し、佐川町は 6.1%となっております。

これにつきましては、全国的に不登校児童生徒数が増加し続けているところに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあったと考えられ、佐川町でも令和 2 年度から 4 年度にかけて増加率が大きくなっておりますが、全国と同様に新型コロナウイルス感染症拡大の影響があったのではないかと考えております。

しかしながら、県平均を下回り、全国平均並みを維持していることにつきましては、施策の効果も一定あったのではないかと考えております。

また、児童生徒の学力の状況につきましては、毎年 4 月に小学校 6 年生と中学校 3 年生を対象に実施している、全国学力学習状況調査の令和 5 年度の結果から見ると、小学校では平均点が国語と算数の正解率が全国平均とほぼ同じレベルまで改善しておりますが、個々の子供たちの間の格差は解消しておりません。中学校では、全国平均正答率を 100 として、国語が 91.6、数学が 86.2、英語は 67.9 であり、学校、学年、教科、個人の間の格差は解消しておりません。これらの不登校や学力に関する指標の背景には、発達に課題を抱えている児童生徒数の増加と共に、睡眠時間や外遊びの少なさ、突出しているメディアの使用時間、少ない家庭学習時間など、家庭での生活スタイルと学習環境の乱れなどがあると考えられます。

加えて、これらの状況を改善し、効果が確実なものになるために、一定時間かかるかかっていることも原因にあるのではないかと考えております。

ただし、ふるさとを愛し、貢献しようとする児童生徒が、各校で 9 割を超えていたり、教職員の児童生徒への積極的な関わりやチームとしての働きなど、取組姿勢と日々の対応、それに対する児童生徒の受け取りが、5 年前の調査結果から全ての項目で改善している

など、成果につながる指標が見られますので、この5年間に特定した有効な施策と手法を充実させ、今後、成果につなげ、課題の根本解決を目指すように努めてまいります。

次に、これからの時代を担う子ども達に、ふるさと力、人間力、未来創造力を育成する佐川未来学構想につきましては、令和3年度から町内各小中学校で取り組みを始め、今年で3年目となりました。GIGAスクール構想によるタブレット端末や、電子黒板の普及も各校で着実に進んでおります。

子ども達がタブレット端末や電子黒板を駆使して、ロボットのプログラミングに取り組んだり、ふるさと佐川について学びを深めたりしている様子が、日常的に見られるようになってまいりました。これは、県内でも先進的な取組で、他の市町村からも関心が寄せられております。来年度も、さかわ未来学を一層推進し、従来の「知識を与える授業」から、「主体的、対話的に深める授業」に転換して、これからの時代を生きていく子ども達のために、教育の質を向上させていこうと考えております。

また、ふるさと教材サカワークなど、さかわ未来学のコンテンツにつきましては、住民の皆様にも好評であることから、来年度開館する予定の新文化拠点での活用も見据えて、現在、各集落活動センターで住民向け講座を開催し、参加者の皆様からも、ご好評をいただいております。

次に昨年の調査で課題が見えておりました、子ども達の生活リズムにつきましては、問題の特定、施策の提言と進行管理を行うため、早稲田大学人間科学学術院の前橋明教授をアドバイザーとし、健康福祉課長、各町立小学校校長、各PTA会長、保育園連絡協議会会長、保育園保護者会連絡協議会会長の計17名による、「子供生活リズム向上プロジェクト推進委員会」と、実際の取り組みを検討するため、校長会の代表、保育園連絡協議会会長、保育園保護者会連絡協議会会長、町PTA連合会会長、健康福祉課の担当職員の計6名からなる「子どもの生活リズム向上プロジェクト戦略会議」をそれぞれ2回開催し、問題の特定と具体的取組を協議いたしました。

その結果、子どもたちの教育と健康に関わる皆様に対し、「家庭、保育所、保育園、学校、行政の連携で子供たちの生活リズムを改善しよう」という提言が、9月21日に、開催の推進委員会でまとめられております。その内容は、乳幼児期の短時間睡眠、幼児期の少な

い運動時間、突出しているメディア使用時間について、子供たちの生活リズムは厳しい状況にあると認識のあるとの認識に基づき、家庭、保育所・保育園、学校、行政が一体となって、「知る・考える、実践する、環境を整える、共有する」四つの柱で、乳幼児期からの睡眠時間の増加、運動時間の増加、メディア使用時間の減少を目指して、令和6年度から8年度にかけて3年間で集中的に取り組むこととしております。町としましては、この提言を受け、今後一層、教育委員会と健康福祉課の連携を強化させ、3年間の目途に取り組みを充実させてまいります。

次に町立小学校の創立150年記念の取り組みにつきまして、ご報告いたします。各町立小学校は、明治5年の学制発布に伴い、地元の尽力で相次いで創立され、斗賀野小学校と黒岩小学校が昨年、佐川小学校が今年と、それぞれ創立150年を迎えました。佐川小学校は、先日12月2日に記念事業を実施し、晴天の下、運動場と体育館を会場に、9時の記念セレモニーから14時50分の記念撮影まで、キッズダンスはじめ、多彩な出し物が続き、多数の保護者や卒業生の参加と供に盛り上がり、楽しい事業となる行事となりました。来年度は尾川小学校が150年を迎えることとなりますが、地域全体で盛り上げる意義深い、記念事業が開催されることを期待しております。

次に、10月26日から11月5日にかけて開催しました、第49回佐川町文化祭につきまして、ご報告いたします。今年は舞台出演が15団体、一般の作品展示が約110点、小・中学校の作品約500点と、令和2年度から3年度にかけての新型コロナウイルス感染症対策の影響を脱して、昨年に引き続きほぼ例年並みとなりました。10月26日から10月29日までの4日間につきましては、例年並みの960名を超える入場があり、「大変良かった」とのお声もいただいております。

また今年は桜座会館25周年となったことから、1月に青桜祭として、商工会青年部と共催で、コンサートを中心としたお祭りを実施する予定で、来年は文化祭50年となることもあり、文化的行事が一層盛んになるようになるよう期待をしております。

次に、高知大学出前講座で公開講座につきましてご報告いたします。「文教のまち佐川の人づくり」の取り組みの一つとしまして、9回目となります高知大学出前公開講座を、住民の皆さんを対象に3日間、11月16日、22日は、町総合文化センターで、29日は名教館

において開講いたしました。今回の講座は、「小さな素粒子を通して、大きな天体を考える」と、「紫式部は藤原の道長の愛人だったのか？」と「富太郎が見た佐川の植物」の三つをテーマとして、定員 30 名の募集をいたしましたところ、3 日間で延べ 85 名の受講があり、学ぶ意欲のある住民の皆様が多くいることを実感いたしました。なお、2 日以上受講された 17 名には高知大学学長名の修了証書が授与されております。来年度以降につきましても、アンケート調査の結果なども参考にしながら、ふるさと教育「さかわ未来学」の推進とあわせて住民の皆様のご期待に応えることができるよう公開講座を開催したいと考えております。

次に佐川小学校の放課後児童クラブ「ナウマンクラブ」の施設の建設について、ご報告いたします。ナウマンクラブの建設は、旧の建物を取り壊した後、現在地に木造平屋建てで 3 教室を確保した、延べ 260 平方メートルほどの建物を建築しております。現在、屋根工事が完了し、内部の床、壁、天井の造作工事と、外壁のサイディング貼り、及び塗装工事を行っており、来年 3 月末の完成をめざして順調に工事が進んでおります。なお、学校敷地内ですので、工事中は安全を最優先とし、完成に向けて進めてまいります。

次に新文化拠点につきましてご報告いたします。新文化拠点につきましては、建設工事が予定通り進んでおり、基礎工事と配管などの設備工事を実施しております。この間、仮設図書館は総合佐川町総合文化センター 1 階で開館しております。新文化拠点開館後、施設長となる図書館長と、正規職員として採用する司書 1 名につきましては、供に採用試験を実施いたしました結果、図書館長が 10 月 1 日付けで着任し、新たな司書 1 名につきましては、来年度当初から勤務する予定となっております。また、愛称につきましては、9 月 15 日から 10 月 31 日までの間、公募いたしましたところ、172 点の応募があり、今後、新図書館整備方針策定委員会と図書館運営協議会による合同審査委員会を開催し、今年度中に決定したいと考えております。

最後に高北病院の所管事項でございます。尾川診療所の廃止につきましてご報告をいたします。昭和 26 年 4 月に開設いたしましてから、72 年あまり当診療所の運営を行って参りましたが、施設の老朽化が顕著であり、その状況下で昨年 12 月の大雪により屋根の一部が破損したため、安全性を考慮し、今年 2 月から休止しておりました。

8月には、台風6号により、らに屋根の損壊が拡大し診療を再開することが困難となったため、本年9月をもちまして、当診療所を廃止いたしました。尾川地区の皆様には、ご不便をおかけいたしますが、本院での受診にご理解をご理解のほどお願いをいたします。

本定例会に提出いたしました付議事件は、報告が1件、承認が1件、同意案が1件、議案が17件となっております。

議員の皆様には慎重なるご審議のうえ、適切なるご決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

2 番（岡林哲司君）

休会をお願いします。

議長（松浦隆起君）

休憩します。

休憩 午前9時50分

再開 午前9時55分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を行います。

日程第5、報告第11号、専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）を議題とします。

提出者の報告を願います。

町長（片岡雄司君）

それでは報告案件につきましてご説明申し上げます。

報告第11号、専決処分の報告につきましては、令和5年6月30日、午後からの降雨により、佐川町古畑で発生しました事故に対する損害賠償の額を、額の決定を、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和5年11月7日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の概要は、令和5年7月1日午前8時ごろ、佐川町管理の道が住宅の裏手に崩落し、相手方が所有されております住宅の屋根と給水ポンプを破損させたものでございます。

賠償する相手方は、専決処分書に記載のとおりで、賠償額は27万600円でございます。報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

休憩します。

休憩 午前 9 時 56 分

再開 午前 9 時 57 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を行います。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第 6、承認第 3 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 5 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは承認案件につきましてご説明を申し上げます。

承認第 3 号、令和 5 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 1 号）についての専決処分の承認につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 5 年 11 月 17 日に専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。資本的支出予算の増額補正を行うもので、資本的支出の既決予定額を支出 2 億 6,490 万千円に補正したものであります。

なお、詳細につきましては、担当局長から、説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

病院事業副管理者兼事務局長（宮本福一君）

おはようございます。それでは私から、承認第 3 号、令和 5 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明させていただきます。

まず佐川町病院事業特別会計補正予算書（第 1 号）の 1 ページをお開きください。この補正は、令和 5 年度佐川町病院事業特別会計予算に定めております第 4 条資本的支出の予定額につきまして、補正予定額のとおり補正をさせていただいたものです。6 ページをお

開きください。

事項別明細書の資本的収入及び支出の、支出の表をご覧ください。

支出の1款、4項、1目の投資有価証券等購入費につきまして、5千万円を増額補正させていただいております。詳細につきましては、病院事業での資金運用の方法といたしまして、これまでは定期預金のための運用でございましたが、利率が低く、運用効果が非常に乏しいため、新たな運用方法といたしまして、地方債での運用もすることとし、増額補正の5千万円は、本年11月発行の高知県債の購入にあったものでございます。説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

7番（西森勝仁君）

その運用を、県の地方債を買うということですが、具体的にはどれぐらいメリットがあるもんですか。

病院事業副管理者兼事務局長（宮本福一君）

はい。お答えをいたします。

今回の高知県債につきましては、利率が0.938%となっており、10年ものとなっております。通常定期預金の利率は1年定期で運用しておりましたけれども、現在金融機関の高いもので、0.06%というような利率でございまして、非常に大きな差がございますので、10年しますと、大きな差になってまいりますので、こちらの方の運用方法も取り入れるということにしております。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、令和5年度

佐川町病院事業特別会計補正予算（第１号）を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第３号は承認することに決定をいたしました。

日程第７、同意案第１２号、佐川町号佐川町監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第１１７条の規定により、岡林哲司君の退場を求めます。

（岡林哲司君、退場）

議長（松浦隆起君）

提案者の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

同意案、同意案件につきましてご説明申し上げます。

同意議案第１２号、佐川町監査委員の選任につきましては、地方自治法第１９６条第１項の規定に基づき、佐川町議会議員を岡林哲司氏を議員のうちから選任する監査委員として、選任することにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

岡林氏は、人格は高潔であり、責任感と信頼性の高い人格は監査委員として適任と考えます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

説明が終わりました。

説明のとおり、本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、お諮りすることにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

同意案第１２号、佐川町監査委員の選任について同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員。

したがって、同意案第１２号は同意することに決定しました。

岡林哲司君の入場を求めます。

（岡林哲司君、入場）

議長（松浦隆起君）

ここで１０時２０分まで休憩します。

休憩 午前 10 時 2 分

再開 午前 10 時 20 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 8、議案第 66 号、令和 5 年度佐川町一般会計補正予算（第 5 号）から日程第 24、議案第 82 号、工事請負契約の変更契約の締結についてまで、以上 17 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは、提出議案につきましてご説明申し上げます。議案第 66 号、令和 5 年度佐川町一般会計補正予算（第 5 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 3 億 737 万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 91 億 6,121 万 3 千円とするものであります。

議案第 67 号、令和 5 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、今回歳入歳出それぞれ 1,059 万 1 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 18 億 1,897 万 1 千円とするものであります。

議案第 68 号、令和 5 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、今回歳入歳出それぞれ 22 万 1 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 2 億 6,097 万 1 千円とするものであります。

議案第 69 号、令和 5 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 464 万 4 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 18 億 6,794 万 4 千円とするものであります。

議案第 70 号、令和 5 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、収益的収入予算及び資本的収入支出予算の増額補正を行うもので、収益的収入の既決予定額を収入 17 億 9,079 万 6 千円に補正し、資本的収入及び支出の既決予定額を収入 1 億 3,220 万 7 千円、支出 2 億 7,668 万 6 千円にそれぞれ補正するものであります。

議案第 71 号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国に準拠いたしまして、特定任期付職員の給料表及び、期末手当の支給率について改正する

ものであります。

議案第 72 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国に準拠いたしまして、一般職の職員の給料表及び期末手当、勤勉手当の支給率について改正するものであります。

議案第 73 号、特別職の職員及び職員、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、町長等に対して支給する期末手当の支給率について改正するものであります。

議案第 74 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、教育長に対して支給する期末手当の支給率について改正するものであります。

議案第 75 号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議会議員に対して支給する期末手当の支給率について改正するものであります。

議案第 76 号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和 5 年 5 月 19 日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 77 号、佐川町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、従うべき基準、参酌すべき基準を定める、内閣府令が改正されたことに伴い所要の改正を行うものです。

議案第 78 号、佐川町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、乳幼児児童医療費助成事業の対象年齢を令和 6 年 4 月より 18 歳まで拡充すること、及びその必要な準備行為を行うため、所要の改正を行うものです。

議案第 79 号、佐川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国から人口 3 万人未満の市区町村の下水道事業及び簡易水道事業に対し、令和 5 年度までに公営企業会計の適用を要請されていることにより、令和 6 年 4 月 1 日から農業集落排水事業に地方公営企業法の定義規定を全部適用することに伴い、関係する条例の整備を図るものであります。

議案第 80 号、佐川町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正

する条例の制定につきましては、施設の老朽化等に伴い、尾川診療所を廃止したため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 81 号、佐川町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、佐川町病院事業管理者の給与月額を国の医療職俸給表に準拠いたしまして、条例の一部を改正するものであります。

議案第 82 号、工事請負契約の変更契約の締結につきましては、令和 5 年 8 月 9 日に契約を締結いたしました、霧生関公園（仮称）遊具整備工事（その 2）の請負契約の変更契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

既契約金額は 1 億 147 万 5 千円、変更契約金額は 1 億 1,198 万円。契約の相手方は高知県高岡郡佐川町乙 2123 番地の 2、有限会社森岡工務店代表取締役森岡基でございます。

議案の詳細につきましては、担当課、局長からご説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

総務課長（片岡和子君）

皆さん、おはようございます。

私の方から、議案第 66 号、令和 5 年度佐川町一般会計補正予算（第 5 号）につきまして、ご説明をさせていただきます。

補正予算書のフォルダにございます令和 5 年度佐川町一般会計補正予算書（第 5 号）のほうをご覧いただきたいと思います。主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

はじめに、補正予算書の 4 ページ、4 ページをご覧いただきたいと思います。第 2 表債務負担行為補正となっております。こちらは、法務業務例規整備支援業務委託料につきまして、49 万 5 千円の債務負担限度額を設定するものとなっております。令和 5 年 6 月に、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が改正されましたことに伴い、マイナンバーの利用範囲の拡大、マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直しについては、改正法の公布の日から 1 年 3 カ月以内の範囲内において、政令で定める日からマイナンバーカードと健康保険証の一体化に関しましては、1 年 6 カ月以内の範囲内において政令で定める日から施行する、施行することとされておりました、関係例規の整備を実施する必要があります。

本年度5年度から、一般的な例規整備の考え方や改正例などの情報収集などを行いまして、令和6年度におきましては、例規の影響調査を行い、必要な例規の整備を実施してまいりたいと考えているところでございます。そのため、来年度、令和6年度に予定しております、例規の影響調査や例規案作成支援委託経費につきまして、債務負担限度額の設定をさせていただくものとなっております。なお、本年度実施をさせていただきます例規整備に関する情報収集等のための委託料につきましては、今回の補正予算の2款、1項の総務管理費の方に、27万5千円を計上させていただいております。

次のページ、5ページは、第3表地方債補正となっております。道の駅整備事業の霧生関公園（仮称）の駐車場整備等に要する、工事費の増額により限度額を1,050万円増額し、7,870万円に変更するものでございます。

続きまして、事項別明細書になりますが、14、15ページ、14、15ページの方をご覧いただきたいと思います。主な歳出の説明をさせていただきます。今回の補正で、人件費に関係するものにつきましては、主に職員の給料表や期末手当、勤勉手当の改正に伴うものとなっておりますので、よろしくお願いたします。

14ページの一番下の段になります、2款、1項、11目、新型コロナウイルス対策費の補正額1億4,462万4千円につきましては、1ページめくっていただきまして、17ページの上から4段目の18節、負担金補助及び交付金の説明欄に記載がございますとおり、国の補正予算による低所得世帯への経済支援策で、住民税非課税世帯に7万円を給付するための費用となっております。給付対象世帯数は2千世帯世帯を見込んでおります。

それでは10ページほどお進みいただいて、24、25ページ、24、25ページの方をご覧いただきたいと思います。上の表の下から4段目になります、5款、1項、4目、園芸振興費4,141万9千円は、施設園芸農業振興のため、JA高知県が実施いたします、高強度ハウス整備に対する補助金です。利用対象農家は3件を見込んでおります。

次の7目、山村振興費の18節、負担金補助及び交付金の説明欄、集落営農支援事業費補助金、483万円につきましては、集落営農組織が農機具格納庫を新設する経費への補助金となっております。令和5年9月定例会におきまして、571万8千円の補正予算をご承認い

ただき、事業を進めておりましたが、ハウス構造から鉄骨構造に変更することに伴い、建築費用が増えたことによる補助金の増額分について補正を行うものとなっております。

次に 26、27 ページをお開きください。一つ目の表、5 款、2 項、2 目林業振興費、12 節、委託料の説明欄、一番下の木製品製作委託料の 66 万円は、工事検査費の機材を使用いたしました、直径 5 センチの木製品を先行作成するための費用となっております、おもちや美術館内の木の玉プールに補充させていただく予定とさせていただいております。なお、財源に森林環境譲与税を充当させていただいております。

二つ目の表の 6 款、1 項、1 目、商工振興費、14 節、工事請負費、説明欄の霧生閑遊具公園（仮称）の整備工事請負費 1,683 万 3 千円は、公園の駐車場整備等に要する工事費を追加するものとなっております。次の行の佐川発明ラボ外壁修繕工事請負費 330 万円の減額につきましては、現在佐川発明ラボは、旧西森歯科を拠点としていますが、令和 6 年 3 月中に拠点を旧の霧生園後に移転することとしたため、不要となったものでございます。なお、移転に伴います精密機器等の運搬費用につきましては、2 段上の 11 節、役務費、説明欄の手数料に、32 万 4 千円を計上させていただいております。以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、10、11 ページの方にお戻りいただきたいと思います。

10、11 ページをご覧ください。歳入につきましてご説明をさせていただきます。下から二つ目の表、14 款、2 項、8 目、総務費国庫補助金、1 節、総務費補助金の説明欄の一番下の行になります、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、1 億 4,362 万 4 千円は、歳出で説明をさせていただきました、価格高騰重点支援給付金事業、低所得世帯支援分の国庫補助金となっております。

次の 12、13 ページをご覧くださいと思います。1 番目の表の上から 3 段目、15 款、2 項、4 目、農林水産業費県補助金、1 節、農業費補助金の説明欄 2 行目の 2,342 万 8 千円は、歳出で説明させていただきました、園芸用ハウス整備事業費の県補助金となっております。

二つ目の表の 18 款、1 項、1 目、財政調整基金繰入金は、今回の補正における歳入の不足額、8,186 万 9 千円を基金より繰り入れを行うものでございます。一番下の表の 21 款、1 項、11 目、商工債、

1 節、商工振興債の説明欄、辺地債の 1,050 万円は、歳出で説明をさせていただきました、霧生閑遊具公園（仮称）整備工事請負費の財源とするための起債となっております。議案第 66 号の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

町民課長（山本壽史君）

議員の皆様、おはようございます。それでは私の方から、議案第 67 号、令和 5 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）及び、議案第 68 号、令和 5 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。

まず最初に、議案第 67 号、令和 5 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明いたします。補正予算書の 10 ページ、11 ページをお開きください。歳出から説明させていただきます。1 款、1 項、1 目、一般管理費 31 万 1 千円の増額及び、その下の表、1 款、2 項、1 目、賦課徴収費 21 万 3 千円の増額につきましては、給与、給与月額引き上げと期末勤勉手当の支給率増による給与条例の一部改正に伴い、説明欄にあります、人件費を増額するものでございます。

次の表、2 款、2 項、1 目一般被保険者高額療養費 970 万円の増額につきましては、高額療養費の支払い額が予定よりも上回っており、年度末までには不足する試算となっているため、増額するものでございます。その下の表、2 款、4 項、1 目、出産育児一時金 50 万円につきましては、当初予算におきまして、7 名分で予算計上しておりましたが、現時点で 7 名の出産があったため、1 名分を追加で増額計上するものでございます。

続きまして歳入の説明をいたします。ページを戻っていただきまして、8 ページ、9 ページをお開きください。一番上の表、3 款、1 項、1 目、保険給付費等交付金につきましては、歳出で説明しました、一般被保険者高額療養費の増額に伴い、交付金を増額するものでございます。その下の表、5 款、1 項、1 目、一般会計繰入金につきましては、歳出で説明しました、職員人件費、52 万 4 千円、及び出産育児一時金 33 万 3 千円の合計 85 万 7 千円を繰り入れるものでございます。以上でございます。

続きまして、議案第 68 号、令和 5 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。

補正予算書の 10 ページ、11 ページをお開きください。歳出から

説明をいたします。１款、１項、１目、一般管理費 22 万 1 千円の増額につきましては、給与月額引き上げと期末勤勉手当の支給率増により、給与条例の一部改正に伴い、説明欄にあります、人件費を増額するものでございます。

続きまして歳出の説明をいたします。ページを戻っていただきまして、８ページ、９ページをお開きください。３款、１項、１目、職員給与費等繰入金につきましては、歳出で説明しました、人件費の増額に伴い、22 万 1 千円の繰り入れを行うものです。以上でございます。よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

おはようございます。それでは議案第 69 号、令和 5 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明をさせていただきます。介護保険の補正予算書の 12 ページ、13 ページをお開きください。給料職員給料、それから期末勤勉手当等給与改定に伴います人件費補正につきましては、ご説明を省略させていただき、その他の主なものについてご説明をさせていただきます。

まず一番上の段の 1 款、1 項、1 目、一般管理費の 12 節、委託料 132 万円につきましては、第 1 号被保険者保険料の段階が細分化されることなど、令和 6 年度の介護保険制度改正に伴いますシステム改修費となっております。また、２段目の表、２款、２項、7 目、地域密着型介護予防サービス給付費の 18 節、負担金補助及び交付金の 234 万 8 千円につきましては、地域密着型の介護予防サービスの利用者が、当初の見込みより増えたことによるものでございます。以上が歳出予算のご説明とさせていただきます。

次に 8 ページ、9 ページ、補正予算、予算書の 8 ページ、9 ページをお願いします。歳入予算の明細となっております。歳入につきましては、今回の歳出補正予算につきまして、国、県、市など、それぞれの介護保険制度におけます、法定負担割合に基づいて、それぞれ計上させていただいております。個別の施設につきましては説明は省略させていただきます。以上が議案第 69 号の説明でございます。よろしくお願いいたします。

病院事業副管理者兼事務局長（宮本福一君）

それでは私から議案第 70 号、令和 5 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明させていただきます。

佐川町病院事業特別会計補正予算書（第 2 号）の 1 ページをお開

きください。議案本文にありますとおり、この補正は、令和５年度佐川町病院事業特別会計予算に定めております第３条収益的収入と第４条資本的収入及び支出の予定額につきまして、補正予定額のとおり補正をさせていただくものであります。また、第４条資本的支出額の補正に伴いまして、予算、第１１条に定めた重要な資産の取得を改めるものです。

続きまして６ページをお開きください。事項別明細書の収益的収入及び支出の収入の表をご覧ください。収入の１款、２項、４目の負担金補助金及び交付金につきまして、５９万６千円を増額補正するものでございます。当院では、本年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症患者に対して、発熱外来対応をしており、その際に使用する消毒薬や、防護具等の物品購入にかかる費用に対し、県から新型コロナウイルス患者外来協力医療機関設備整備事業補助金の交付を受けるものでございます。続きまして７ページをお開きください。

資本的収入及び支出となります。まず収入の表をご覧ください。収入の１款、４項、３目の補助金につきまして、７４１万６千円を増額補正するものでございます。これは令和５年度高知県介護事業所デジタル化支援事業費補助金の交付を受けるものとなります。次に支出の表をご覧ください。支出の１款、１項、２目の有形固定資産購入費につきまして、４５４万９千円の増額補正。１款、１項、３目の無形固定資産購入費につきまして、７２３万６千円の増額補正をするものでございます。これは主に当院の付属施設であります介護老人保健施設希望、デイケアセンターさくら荘、デイサービスセンター斗賀野荘で利用しています、介護システム等の更新理由費用と見守り機器の導入費用となります。

介護領域における労働環境改善を含む、デジタルトランスフォーメーション化が進む中で、当該施設のシステムにおいても、更新時期が近づいておりましたので、令和５年度高知県介護事業所デジタル化支援事業費補助金を活用し、機器の更新等を行うものでございます。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（片岡和子君）

それでは続きまして、議案第７１号から第７５号について、私の方からご説明をさせていただきます。参考資料のフォルダーに新旧対照の対照表の方を掲載させていただいております、それぞれ下線を施している箇所が改正点となっておりますので、よろしくお願いいたします。

たします。

まず参考資料の議案第 71 号関係をご覧くださいと思います。議案第 71 号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、今回の改正の対象となりますのは、特定任期付職員となっており、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の第 2 条に規定されております、高度の専門的な知識経験または優れた識見を有する者等であり、現在勤務されております任期付の短時間勤務職員は対象ではございません。

改正内容につきましては、国に準拠いたしまして、対象職員に係る給料表及び期末手当の支給割合について改正するものとなっております。期末手当の支給割合につきましては、令和 5 年度より 100 分の 10 増とし、1 ページ目の新旧対照表第 1 条関係の左の表の下から 3 行目の、現行の 100 分の 165 から右の表の改正号案のとおり、本年度 12 月分の支給割合を 100 分の 175 に改正し、公布の日から施行するものでございます。

次のページ、1 枚めくっていただきまして、第 2 条関係は、6 月と 12 月の期末手当の支給割合が同じとなるように改正をするもので、令和 6 年 4 月 1 日より施行するものとなっております。

続きます、議案第 72 号関係は、条文改正の新旧対照表と行政職給料表の新旧対照表の二つの参考資料を掲載させていただいております。まず、条文改正の方をご覧くださいと思います。議案第 72 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国に準拠いたしまして、令和 5 年度より、行政職給料表及び一般職の職員に支給する期末手当、勤勉手当の支給割合を引き上げる改正となっております。

まず、期末手当の支給割合ですが、最初のページの新旧対照表第 1 条関係の左の表の上から 3 行目の下線部のように、現行の 100 分の 120 から 100 分の 5 引き上げ、本年度 12 月分の支給割合を 100 分の 125 に、また、左の表の中頃の下線部にございますように、一般職の職員のうち、再任用職員に係る期末手当の支給割合は、現行の 100 分の 67.5 から、100 分の 2.5 引き上げまして、12 月分の支給割合を 100 分の 70 とするものでございます。

次に、勤勉手当の支給割合につきましては、次のページの左の表の中頃の下線部のように、現行の 100 分の 100 から 100 分の 5 を引き上げ、本年度 12 月分の支給割合を 100 分の 105 に、また左の表の

二つ目の下線部のように、一般職の職員のうち、再任用職員に係る勤勉手当の支給割合を現行の 100 分の 47.5 から、100 分の 2.5 を引き上げまして、12 月分の支給割合を 100 分の 50 とするものでございます。令和 5 年 4 月 1 日より適用し、公布の日から施行するものでございます。次のページにお進みいただきまして、次のページからの第 2 条関係は、来年度から、令和 6 年度から、6 月と 12 月の期末手当、勤勉手当の支給割合が、同じとなるように改正をするもので、令和 6 年 4 月 1 日より施行するものとなっております。

ではこのファイルは閉じていただきまして、議案第 72 号関係のもう一つの参考資料の、行政職給料表の改定についての新旧対照表をご覧くださいと思います。行政職の給料表につきまして、国に準拠し、改正をするものとなっております。民間給与との格差を解消するため、初任給を初め、若年層に重点を置きまして、そこから低減させる形で引き上げ改定をされており、全体の平均改定率は 1.1% となっております。

それでは、このファイルも閉じていただきまして、続く参考資料の、議案第 73 号関係の 2 ページ目をご覧くださいと思います。

議案第 73 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、町長等に支給いたします、期末手当の支給割合を、高知県内の他の市町村と比較をいたしましたときに、仁淀川流域 5 町村で支給率が低い状況となっておりますことから、5 町村で見直しの協議、見直しの協議を行いました結果をもちまして、令和 6 年度から令和 4 年度の高知県の特別職の支給実績の水準まで引き上げる改正を行おうとするものでございます。改正内容につきましては、期末手当の支給割合を、新旧対照表第 2 条関係の下から 2 行目の下線部の通り、現行の 100 分の 136.25 から、100 分の 157.5 とするものです。

続きます議案第 74 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び、議案第 75 号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましても、先ほどの議案第 73 号と同じく、期末手当の支給割合を現行の 100 分の 136.25 から 100 分の 157.5 とするもので、令和 6 年 4 月 1 日より施行するものとなっております。説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

税務課長（真辺美紀君）

私から議案第 76 号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての詳細を説明させていただきます。説明は参考資料の方を用いますので、フォルダ、参考資料というフォルダの中の議案第 76 号というのが二つあるんですけどもそのうちの縦長の資料、一部黄色で色づけをしてあります、縦長の方の資料をお開きください。改正の主な内容は、子育て世帯の経済的負担の軽減の観点から、出産される被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割保険料及び均等割保険料が減免される制度でございます。

減額の対象期間は、資料の中ほどにありますように、出産予定日が属する月の前の月から、出産日の翌々月までの 4 カ月間となります。多胎妊娠、つまり双子以上の場合は、出産日が属する月の 3 カ月前から出産日の翌々月までの 6 カ月間となります。

条例の施行日は令和 6 年 1 月 1 日であり、減免の対象となるのは、1 月分以降の保険料ですので、資料の下の方にありますように、最も早い方で、令和 5 年の 11 月に出産した方について、出産後の翌々月である令和 6 年 1 月分 1 月分だけが減免の対象となります。同様に 12 月に出産した方は 2 カ月分、1 月に出産した方は 3 カ月分。2 月以降に出産した方については、最大期間 4 カ月分の保険料が減免となります。対象となる方は世帯主からの届け出が必要ですが、出産育児一時金の支払いなど、必要事項が確認できる書類がある場合は、届け出は不要となります。今回の改正に伴います財源措置は国が 2 分の 1、都道府県と市町村が 4 分の 1 ずつとなっており、都道府県と市町村の財源負担につきましては、交付税の算入交付税措置が予定をされております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

続きまして私の方から、議案第 77 号及び議案第 78 号のご説明をさせていただきます。

まず、議案第 77 号、佐川町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。参考資料の新旧対照表、議案第 77 号関係をご覧いただきたいと思います。今回の改正につきましては、認定こども園法の改正に対応するため、本条例に規定しております保育施設等の運営基準を定める際の、従うべき基準、

参酌すべき基準にも基準を定める内閣府令が改正されたことに伴い、本条例が引用する規定の項ずれ等による、改正となっております。

まず1ページをお願いいたします。中段下あたりの第15条第1項、第2号の2行目に規定をしております第9項を第10号に改めます。次に第3ページをお願いいたします。第35条第3項におきまして同項同号に掲げるから始まる下線部分の文言を削ります。そして次に4ページをお願いいたします。第36条第3項におきまして4行目の、この場合において、第6条第2項中とある文言の次に、5行目から、特定教育保育施設から始まる文言を追加をいたします。以上が改正内容となります。本条例の施行期日は公布の日からとなります。

続きまして議案第78号、佐川町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明をさせていただきます。参考資料の新旧対照表、第78号関係をご覧ください。今回の改正につきましては、乳幼児児童医療費助成事業の対象年齢を15歳から18歳に引き上げることによるものでございます。

まず1ページをお願いいたします。第2条第2項におきまして、児童の範囲を15歳から18歳に改め、18歳に達する日の年度末まで、この乳幼児児童医療費助成事業の対象とすることといたします。次に2ページをお願いいたします。附則によりまして、施行期日を令和6年4月1日とすることとあわせて、この事業を円滑に行うため、必要なシステム改修や新たな受給者証の交付手続きなどの準備行為を、施行日前に行うことができる規定を設けることとしております。以上で私からの説明を終わります。よろしくお願いいたします。

建設課長（吉野広昭君）

それでは私の方から議案第79号についてご説明をいたします。議案第79号、佐川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、近年、急速に進んでおります人口減少や施設の老朽化など、地方公営企業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえて、経営基盤の強化などのために、本庁が運営しております、農業集落排水事業に公営企業会計を導入することに伴うものです。参考資料を2つつけてありますけれども、1点目の参考資料はですね、今回改正する条例の新旧対照表で、改正部分につきましてはアンダーラインを引いておりますので、ご確認いただけたらと思います。

参考資料議案第79号関係の公営企業会計の適用についてをご覧

ください。今回導入に至りました経緯につきましては、平成 31 年の総務省からの通知を受けて、令和 6 年度の予算決算に反映するため、令和 6 年 4 月から適用することとしております。適用することによって、経営状況を的確に把握し、経営の効率化などに寄与することを目的としております。

公営企業会計を適用することによって、複式簿記の採用や経営成績財政状態の早期把握に努めることとしております。また、予算や資産を弾力化することによって、予算を超える弾力的な支出であるとか、資産運用に係る特例に対応が可能となり、その他にもですね、適用な、適切な原価計算に基づく料金水準の設定や、より自立性の高い事業の運営などが期待でき、将来にわたって、持続可能な経営基盤を確保するため、必要な情報を把握することが可能となります。

なおですね、今回の法適用に合わせて、現行の企業会計管理規定で詳細に規定されていない、事務決裁区分を改正し、公営企業会計全般において制定する予定としております。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

病院事業副管理者兼事務局長（宮本福一君）

それでは私から議案第 80 号と議案第 81 号につきましてご説明させていただきます。

まず、議案第 80 号、佐川町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明させていただきます。

参考資料のフォルダの議案第 80 号関係の新旧対照表をご覧ください。今回の改正につきましては、町長からの行政報告にありまして、当院附属診療所である尾川診療所の本年 9 月 30 日の廃止に伴いまして、別表第 1 条関係から、佐川町立高北国民健康保険病院附属尾川診療所の項を削除するものでございます。

続きまして、議案第 81 号、佐川町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明させていただきます。参考資料のフォルダの議案第 81 号関係の新旧対照表をご覧ください。今回の改正につきましては、第 2 条の病院事業管理者の給与月額を国の医療職俸給表 1 に準拠いたしまして、改正するものでございます。条例の適用日は令和 5 年 4 月 1 日となります。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは私から議案第 82 号について補足説明をさせていただきます

ます。

今回の変更契約につきましては、まきのさんの道の駅佐川の東側に整備しております、霧生関公園（仮称）遊具整備工事（その２）の追加工事となります。契約金額、契約相手方につきましては、町長の提案説明のとおりでございます。変更契約による増額金額は1,050万5千円となります。詳細につきましては、参考資料で説明させていただきますので、参考資料のフォルダーの中にあります、議案第82号関係の図面のファイルをお開きください。

この図面は遊具公園の計画平面図となっております、上が北側で国道側、左側が道の駅施設側となります。図面の中で、今回追加または変更する内容につきましては、赤色で表示して、その内容を説明させていただいております。

主な工事としましては、臨時駐車場へのアクセス道路の整備、公園の上段と下段にそれぞれ四阿の設置、下の段に水飲み場を追加、公園全体に10基のベンチの追加工事などとなっております。なお、今回の変更契約による工期の変更はなく、令和6年3月25日までとなります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

以上で、議案第66号から議案第82号までの提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議を11日の午前9時とします。

本日はこれで散会します。

散会　　午前11時15分